

〔(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業契約書(案)の変更に伴う新旧対照表〕

(旧)		(新)	
条項番号	条文	条項番号	条文
契約書本文			
第6条	<p>第6条 (略)</p> <p>2 甲及び乙は、本契約の締結後速やかに協議を行い、関係者協議会の構成員及び関係者協議会の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	第6条	<p>第6条 (略)</p> <p>2 関係者協議会は、本契約において甲乙の協議によるとされる事項及び甲乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。</p> <p>4 関係者協議会は、甲及び乙を代表する者により構成されるものとする。また、甲及び乙は、必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。</p> <p>5 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。</p>
第65条 3項	<p>本条第1項に基づき、甲が、「本件施設」を均等分割払いにより買い受ける場合には、乙は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。</p>	第65条 3項	<p>本条第1項に基づき、甲が、「本件施設」を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議のうえ乙と合意した利率による金利を支払うものとする。また、乙は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。</p>
第66条 2項	<p>買受代金 = (「本件施設」の「初期投資額積算」) × (「運営期間」中の暦日の残存日数の合計) / (「運営期間」中の暦日の日数の合計)</p>	第66条 2項	<p>買受代金 = (「本件施設」の「初期投資額積算」 + 「開業費等」) × (「運営期間」中の暦日の残存日数の合計) / (「運営期間」中の暦日の日数の合計)</p>
第69条	<p>第69条 (略)</p> <p>2 「本件施設」の「完工前」に前項の規定に従い本契約が終了する場合には、本契約第64条第3項ないし第8項(第5項は除く。)の規定を準用する。ただし、「本件施設」の出来形を甲が買い取る場合の代金は出来高に相当する金額と「開業費等」のうち実際に乙が支出した金額(但し金「入札参加者提案の事業収支計画書に記載された金額1円を超えない。»)との合計額とし、また、第64条第7項の準用については、甲は、乙が「本件土地」を原状回復するために要した費用を負担するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 「本件施設」の「完工後」に本条第1項の規定に従い本契約が終了する場合には、甲は、運営開始予定日から20年が経過するまでの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、「本件施設」を買い受けるものとする。この場合、甲による「本件施設」の買受代金は、以下の計算式に従って算出されるものとする。</p> <p>買受代金 = (「本件施設」の「初期投資額積算」) × (「運営期間」中の暦日の残存日数の合計) / (「運営期間」中の暦日の日数の合計)</p> <p>4 前項の場合には、本契約第65条第3項ないし第5項の規定を準用する。</p>	第69条	<p>第69条 (略)</p> <p>2 「本件施設」の「完工前」に前項の規定に従い本契約が終了する場合で、出来形部分が存在するとき、甲は、当該出来形部分を確認の上、「運営期間開始日」から20年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、当該出来形部分及び出来形部分内の「備品」を買受けるものとする。乙は、出来形部分内の「備品」以外の物品は撤去するものとするが、甲との協議が整った場合には、甲はかかる物品を、甲と乙が別途合意する金額で買取ることができる。また、乙は、「備品」の譲渡にあたっては、甲に対し「備品」の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。</p> <p>3 前項の場合、甲は、出来形部分については出来高に相当する金額と「開業費等」のうち実際に乙が支出した金額(但し金「入札参加者提案の事業収支計画書に記載された金額1円を超えない。»)との合計額で、出来形部分内の「備品」については簿価で買受けるものとする。また、甲が、当該出来形部分を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議のうえ乙と合意した利率による金利を支払うものとする。また乙は、本条第4項が準用する本契約第61条の瑕疵担保責任の請求期間経過後は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。</p> <p>4 本条第2項の場合には、本契約第61条及び第64条第8項の規定を準用する。</p> <p>5 「本件施設」の「完工後」に本条第1項の規定に従い本契約が終了する場合には、甲は、運営開始予定日から20年が経過するまでの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、「本件施設」を買い受けるものとする。甲が、「本件施設」を均等分割払いで買受ける場合には、甲は、協議の上乙と合意した利率による金利を支払うものとする。また、この場合、甲による「本件施設」の買受代金は、以下の計算式に従って算出されるものとする。</p> <p>買受代金 = (「本件施設」の「初期投資額積算」 + 「開業費等」) × (「運営期間」中の暦日の残存日数の合計) / (「運営期間」中の暦日の日数の合計)</p> <p>6 前項の場合には、本契約第65条第3項ないし第5項の規定を準用する。</p>
第77条	<p>乙は、「運営期間」の終了後540日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合、又は甲が承諾した第三者が、乙が本契約第61条に基づき負う瑕疵担保責任を引き受けた場合はこの限りではない。</p>	第77条	<p>乙は、「運営期間」の最終日(本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日)から540日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合、又は甲が承諾した第三者が、乙が本契約第61条に基づき負う瑕疵担保責任を引き受けた場合はこの限りではない。</p>